

家賃債務保証以外のサービスを提供する居住支援法人一覧

参考資料1

※ 居住支援サービスの種類が多い順に左から掲載

利用条件	内 容	株式会社 あんど	一般社団法人 えにしの会	社会福祉法人 生活クラブ	エルズサポート 株式会社	ホームネット 株式会社	一般社団法人 家財整理相談 窓口
		初回費用 年会費等 その他	生活支援サポート契約 居住支援付住宅： 家賃に含む それ以外の住宅：	入会契約 緊急連絡先提供 サービス利用	家賃債務保証契約 口座引落の方： 家賃の50% 口座引落以外： 家賃の80%	単身者であること 電話の所持 メール受信者確保	—
各サービスの利用にかかる料金（当初1年経過時点）	各サービスの利用にかかる料金	+ 0 円	+ 27万5千円	+ 0 円	—	—	—
入居前	家賃債務保証	料金詳細は 事業者に確認	—	—	料金詳細は 事業者に確認	—	—
入居中	安否確認	+ 0 円	+ 0 円	+ 0 円	+ 0 円	—	—
退去時	見守り	+ 別途見積り	+ 別途見積り	+ 別途見積り	+ 0 円	※サービス提供ではなく費用 を補償。原状回復費用分も負 担。（100万円まで補償）	見積りによる
	家財整理	+ 別途見積り	+ 別途見積り	+ 別途見積り	—	—	—
	家財処分	+ 6万6千円	+ 16万5千円	+ 16万5千円	—	—	—
	死後事務受任	047-770-0300	043-243-2370	043-309-5930	03-6233-6260	03-5285-4538	03-5287-4387 0120-012-620

表の記載内容は参考資料です。条件等によりサービスが異なる場合がありますので、詳細は上記連絡先へご相談下さい。
お問合せの際は「千葉市居住支援協議会の資料を見た」とお伝えください。

参考資料 2

緊急連絡先を得られない人のための家賃債務保証会社一覧

URL	連絡先	株式会社 ラクーンレント	株式会社 ソリューション	レスト・ソリューション	ナップ賃貸保証 株式会社	株式会社 あんび	新日本信用保証 株式会社
https://www.4cs.co.jp	047-479-3725	03-5340-7861	03-3262-5522	0570-055-722	047-770-0300	0570-04-2123	
					https://nap-service.com	https://and.care	https://snsb.co.jp

詳細は上記連絡先へご相談ください。
お問合せの際は「千葉市居住支援協議会のHPを見た」とお伝えください。

会員名簿

組織名	役職	氏名 (敬称略)
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部	支部長	石川 公之
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部	千葉支部 支部長	原口 正子
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会	会長	竹川 幸夫
千葉市住宅供給公社	理事長	鎌田 栄
千葉市保健福祉局	局長	今泉 雅子
千葉市都市局	局長	青柳 太

千葉市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千葉市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、千葉市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、千葉市住宅供給公社内に置く。

第2章 組織

(総会)

第6条 総会は、会計年度（第13条に規定する会計年度を言う）ごとに次項に係る定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
- 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- 三 会則の制定及び改廃に関すること。
- 四 部会の設置に関すること。
- 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるとときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第7条 総会及び臨時総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会及び臨時総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した委員とみなす。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計 1名
- 四 監事 1名

2 会長、その他役員は総会で会員の互選により選出する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 四 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることがある。

第4章 部会

(部会)

第11条 本会の運営及び居住支援に係る協議、検討を行うため、部会長をもって構成する部会を置く。

- 2 部会長及び構成員は、総会で選任する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括し部会を招集して議長となる。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、部会長は速やかに部会を招集しなければならない。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

第5章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、補助金、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第14条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第6章 その他

(秘密の厳守)

第16条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が定める。

附 則

この会則は、平成31年3月15日から施行する。

別表（第4条関係）

会員
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
千葉市住宅供給公社
千葉市保健福祉局
千葉市都市局